

## 労働条件通知書（契約期間あり）

殿

事業場 名称 株式会社 ××××

所在地 東京都千代田区

使用者 職氏名 代表取締役 ○○ ○○ 印

あなたを採用するに当たっての労働条件は次のとおりです。

契約期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
就業の場所	事業場所在地に同じです
従事すべき業務の内容	事務職全般並びにそれに附随する雑務（経営上の理由により職種転換はあります）
始業、終業の時刻、休憩時間、所定時間外労働の有無に関する事項	1 始業 9時00分 終業 18時00分 2 休憩時間 60分 3 所定時間外労働は有ります。
休日	毎週土、日曜日、国民の祝日、年末年始
休暇	年次有給休暇は、労働基準法の規定によります
賃金	1 基本賃金 月給 円 2 諸手当の額又は計算方法 (通勤手当 円 / 月額 ) 3 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率 イ 所定時間外 法定超 25%割増 ロ 休日 法定休日 35%割増 ハ 深夜 25%割増 4 賃金締切日 毎月 15日 5 賃金支払日 毎月 25日 6 原則賞与は支給しません。 7 退職金はありません。
契約更新	1 契約更新の有無[自動的に更新する・更新する場合があります・契約の更新はしない] 2 契約更新をするかどうかは、契約満了日の1ヶ月前までに、双方話し合いの上決定します。 3 契約更新を行わない主な事由 ・勤怠が不良のとき ・健康状態に不安があるとき（十分な能力を発揮できないとき） ・能力向上の意欲を失っていると判断したとき ・懲戒処分を受けたとき ・上司、同僚等と協力して仕事を進めていないとき（チームワークを損なう行為をしたとき） ・人員過剰なとき ・その他契約更新することが適当でない判断したとき 4 更新することになった場合でも、同一の契約内容を保障するものではありません。
退職に関する事項	1 契約期間満了時に自然退職となります。 2 契約期間の途中で自己の都合で退職するときは退職する30日以上前に届け出ること。 3 退職金制度はありません。 4 契約期間の途中で解雇する場合は、原則30日以上前に予告します。
その他	・社会保険の適用 有り ・雇用保険の適用 有り ・その他（保守義務） (業務上で知った情報や経営上の秘密は、在職中及び退職後も他にもらさないこと)

## 就労承諾書

株式会社 ×××× 代表取締役 ○○ ○○ 殿

平成 年 月 日付の労働条件通知書に示された条件を承諾し、就労します。

平成 年 月 日 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印